環境省水・大気環境局生活環境室 御中 (ファックス03-3593-1049)

最終ハージメール新聞

風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会報告書(案)に対する意見

[氏名] 佐藤 謙 (さとう けん、北海学園大学工学部生命工学科教授)
[郵便番号・住所] 062-8605 札幌市豊平区旭町4丁目1-40 北海学園大学
[電話番号] 011-841-1161 (内線 2314)
[ファックス番号] 011-824-3141
[メールアドレス] kensatoh@elsa. hokkai-s-u. ac. jp

## [意見]

(1) 総論:環境省には、風力発電施設による健康被害について、その現実を医学的見地から科学的に把握し、健康被害をなくす実効ある対策を講じる重大な責務がある。

国内外において、風力発電所の周辺で共通した深刻な症状を示す健康被害者が多く存在することは明らかな事実である。静岡県(東伊豆町、南伊豆町)、愛知県(田原市、豊橋市)、三重県(伊賀市)、愛媛県(由良町・広川町・海南市下津町・有田川町・有田町)、愛媛県など国内各地において、不眠・頭痛・イライラ感・めまい・動悸・吐き気・胸や耳の圧迫感・耳鳴り・目や耳の痛み・鼻血・平衡感覚異常など、風車稼働に伴う共通の深刻な症状が報告され、さらには稼働し始めた短期間に高齢者が血管系の病気による複数の死亡例が報告されている。

このように国内各地から多数指摘されてきた深刻な健康被害に対して、環境省は、健康被害と呼ばず「苦情」と述べて軽視してきたが、その苦情が増加の一途にあり、一方で、環境アセスメント過程にある多数の風力発電計画は、風車1基の定格出力が顕著な大型化を示し、1地域に複数の風力発電所が集中する風力発電基地化が顕著であるので、今後の健康被害拡大が強く危惧される現状にある。

そのため、環境省には、第一に、すでに実際に苦しんでいる健康被害者を救済する方策 を講じること、第二に、新たな健康被害者を生み出さない予防の仕組みを構築すること、 これらの大きな責務がある。

その前提として、工学的見地ではなく医学的見地からの科学的な原因追及が必要である。 上記の健康被害の原因として、すでに低周波音・超低周波音の影響が指摘されてきた。と ころが、今回のパブリックコメント(以下、パブコメと呼ぶ)案は、風力発電施設周辺で 生じる健康被害に関して低周波音・超低周波音との因果関係が音響工学的には証明されな いから、最終的には、健康被害を否定または無視する姿勢が明らかである。案文では、そ の因果関係がないという医学的な科学的根拠が極めて不明確である。現時点で因果関係を 証明できないことを実際に多数生じている健康被害の否定に結びつける姿勢は、非科学 的・非論理的としか言えない。実際の被害者を救済し、将来の被害を事前に予防するという、国民の環境問題を解決すべき環境省のあるべき姿勢として、今回のパブコメ案に示された姿勢は、猛省が必要、言語道断と言わざるをえない。

(2) 各論 1:風力発電施設周辺で実際に生じている健康被害者を救い、新たな健康被害者を生み出さないためには、医学的見地から因果関係について慎重に研究すべきである。

上記の健康被害に関して、案文3頁では「超低周波音は知覚できないレベルであるから、 風車騒音は超低周波音による問題ではない」と記されている。しかし、世界各地で指摘されている超低周波音による内耳や頭蓋骨など諸臓器の共鳴振動、戸、ふすま、部屋、家全体の

共鳴振動が全く検討されていないので、超低周波音を議論から外すのは非科学的・非論理 的である。

案文7頁では「風車騒音はわずらわしさ (アノイアンス) に伴う睡眠影響を生じる可能 性

はあるものの、人の健康に直接影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。」と記されている。 しかし、ほとんどの病気の治療において、十分な睡眠をとることが重視されており、この 医学的常識に対して、上記は、睡眠障害が重大な健康被害を引き起こす大きな原因となる ことを非科学的に無視している。

さらに、8頁では「風力発電施設から発生する超低周波音及び低周波音と健康被害については、明らかな関連を示す知見は確認できなかった。」と記述した上で、アノイアンスについて、「主観的」「思い込み」などの表現を用いて「被害者が悪い」という主旨の記述に終始し、被害者に我慢を強いる姿勢が顕著である。これは、今まで多くの風力事業者が主張してきた「気のせい」とする被害者に責任を転嫁する姿勢と同じである。超低周波音による影響の把握はもちろんのこと、アノイアンスに関しても、「今後の課題である。」ではなく、「今後特に検討すべき最重要課題である。」と記すべきである。

案文21頁では、「風車騒音は、20Hz 以下の超低周波音の問題ではなく、"聞こえる"音(騒音)の問題としてとらえるべきものであり」と記されている。すなわち、「超低周波音は知覚できないレベルであるから、風車騒音は超低周波音による問題ではない」との主旨である。しかし、世界各地で指摘されている超低周波音による内耳や頭蓋骨など諸臓器の共鳴振動、戸、ふすま、部屋、家全体の共鳴振動が全く検討されていない。そのため、案文に示されたように、超低周波音を議論から外すのは非科学的・非論理的である。

したがって、超低周波音・低周波音と健康被害の因果関係について、医学的見地から十分な研究が必要な現状にあることは銘記かつ明記されなければならない。

(3)各論2:環境省には、風力発電施設によって生じる健康被害に関して、「予防原則」 に従って対策を講じる責務がある。 例えば、案文24頁には、「・・・風車騒音の影響が小さくなるよう、事業者は合理的な 範囲で対策を講ずるように努めることが必要である。」「・・・実行可能な範囲で騒音の影響を回避・低減することが望ましい。」と記されている。しかし、以上の記述は、事業者が 「合理的でなく、実行可能ではない」と考えるならば「何もしなくてもよい」という、事 業者任せの記述となり、まったく無責任な記述である。健康被害を生じさせる事業者は、 すべて健康被害者を救い健康被害を予防する観点から「対策を実施する義務を負う。」と明 記すべきである。

現実に生じている風力発電施設による健康被害の因果関係が医学的にはまだ十分研究されていない段階において、健康被害者を救い健康被害を予防する観点から、国際的に重視されている「予防原則」が最も重視されなければならない。予防原則は、自然環境の悪化、生活環境の悪化に対して、因果関係が十分に解明されていない段階にある対策として、最も効果的と考えられている。

今回のパブコメ案は、現実の健康被害に関して原因追及を止める姿勢が顕著であり、将来の健康被害拡大を予防する姿勢はまったく欠如している。単に、風力発電事業を推進する立場からの、「傲慢な主張」が繰り返されていると言わざるをえない。

ちなみに、北海道における風力発電計画のアセス図書(配慮書・方法書・準備書・評価書)を読み続けた結果、すべてのアセス書において危惧される健康被害を予防する姿勢がまったく欠如している。国内で実際に健康被害が生じた風車群は、当初、定格出力800~1,500kW程度・基数10基程度であったが、健康被害者が生じた距離範囲は2~2.5kmであった。その後、風車の定格出力は、3000~4000kW級まで大型化し、しかも基数が多い発電所が多くなり、さらに複数の風力発電所が集中する風力発電基地化が急速に進んでいる。この状況において、各種アセス書は、今でも2kmまでだけの低周波音・超低周波音の調査・予測・評価を行っており、大型化による影響の及ぶ範囲の長距離化に対して、また、風力発電基地化による複合的影響については、まったく調査も予測もなされていない。

## (4)結語

今回のパブコメ案は、風力発電施設による健康被害の否定に結びつく、低周波音・超低 周波音の影響を無視する姿勢を明らかに示し、環境省の案としては言語道断と言わざるを えない。今回のパブコメ案は、換言すると、この健康被害問題を過去から将来に向けてま ったく解決しようとしない無策を示し、健康被害者を長期にわたって苦しめ続けるもので ある。環境省はみずから、新たな、大きな環境問題を生み出す手助けをしているとしか言 えない。環境省は以上の姿勢を猛省すべきであり、今回のパブコメ案は撤回すべきである。 環境省水・大気環境局生活環境室 御中 (ファックス03-3593-1049)

風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会報告書(案)に対する意見

[法人] \_\_般社団法人 北海道自然保護協会(会長\_ 在田一則)

[郵便番号・住所] 060-0003 札幌市中央区北3条西11丁目 加森ビル5 (6階)

[電話番号] 011-251-5465

[ファックス番号] 011-211-8465

[メールアドレス] nchokkai@polka.ocn.ne.jp

## [意見]

(1)総論:環境省には、風力発電施設による健康被害について、その現実を医学的見地から科学的に把握し、健康被害をなくす実効ある対策を講じる重大な責務がある。

国内外において、風力発電所の周辺で共通した深刻な症状を示す健康被害者が多く存在することは明らかな事実である。静岡県(東伊豆町、南伊豆町)、愛知県(田原市、豊橋市)、三重県(伊賀市)、愛媛県(由良町・広川町・海南市下津町・有田川町・有田町)、愛媛県など国内各地において、不眠・頭痛・イライラ感・めまい・動悸・吐き気・胸や耳の圧迫感・耳鳴り・目や耳の痛み・鼻血・平衡感覚異常など、風車稼働に伴う共通の深刻な症状が報告され、さらには稼働し始めた短期間に高齢者が血管系の病気による複数の死亡例が報告されている。

このように国内各地から多数指摘されてきた深刻な健康被害に対して、環境省は、健康被害と呼ばず「苦情」と述べて軽視してきたが、その苦情が増加の一途にあり、一方で、環境アセスメント過程にある多数の風力発電計画は、風車1基の定格出力が顕著な大型化を示し、1地域に複数の風力発電所が集中する風力発電基地化が顕著であるので、今後の健康被害拡大が強く危惧される現状にある。

そのため、環境省には、第一に、すでに実際に苦しんでいる健康被害者を救済する方策 を講じること、第二に、新たな健康被害者を生み出さない予防の仕組みを構築すること、 これらの大きな責務がある。

その前提として、工学的見地ではなく医学的見地からの科学的な原因追及が必要である。 上記の健康被害の原因として、すでに低周波音・超低周波音の影響が指摘されてきた。と ころが、今回のパブリックコメント(以下、パブコメと呼ぶ)案は、風力発電施設周辺で 生じる健康被害に関して低周波音・超低周波音との因果関係が音響工学的には証明されな いから、最終的には、健康被害を否定または無視する姿勢が明らかである。案文では、その因果関係がないという医学的な科学的根拠が極めて不明確である。現時点で因果関係を証明できないことを実際に多数生じている健康被害の否定に結びつける姿勢は、非科学的・非論理的としか言えない。実際の被害者を救済し、将来の被害を事前に予防するという、国民の環境問題を解決すべき環境省のあるべき姿勢として、今回のパブコメ案に示された姿勢は、猛省が必要、言語道断と言わざるをえない。

(2) 各論 1:風力発電施設周辺で実際に生じている健康被害者を救い、新たな健康被害者を生み出さないためには、医学的見地から因果関係について慎重に研究すべきである。

上記の健康被害に関して、案文3頁では「超低周波音は知覚できないレベルであるから、 風車騒音は超低周波音による問題ではない」と記されている。しかし、世界各地で指摘されている超低周波音による内耳や頭蓋骨など諸臓器の共鳴振動、戸、ふすま、部屋、家全体の

共鳴振動が全く検討されていないので、超低周波音を議論から外すのは非科学的・非論理 的である。

案文7頁では「風車騒音はわずらわしさ(アノイアンス)に伴う睡眠影響を生じる可能 性

はあるものの、人の健康に直接影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。」と記されている。 しかし、ほとんどの病気の治療において、十分な睡眠をとることが重視されており、この 医学的常識に対して、上記は、睡眠障害が重大な健康被害を引き起こす大きな原因となる ことを非科学的に無視している。

さらに、8頁では「風力発電施設から発生する超低周波音及び低周波音と健康被害については、明らかな関連を示す知見は確認できなかった。」と記述した上で、アノイアンスについて、「主観的」「思い込み」などの表現を用いて「被害者が悪い」という主旨の記述に終始し、被害者に我慢を強いる姿勢が顕著である。これは、今まで多くの風力事業者が主張してきた「気のせい」とする被害者に責任を転嫁する姿勢と同じである。超低周波音による影響の把握はもちろんのこと、アノイアンスに関しても、「今後の課題である。」ではなく、「今後特に検討すべき最重要課題である。」と記すべきである。

案文21頁では、「風車騒音は、20Hz 以下の超低周波音の問題ではなく、"聞こえる"音(騒音)の問題としてとらえるべきものであり」と記されている。すなわち、「超低周波音は知覚できないレベルであるから、風車騒音は超低周波音による問題ではない」との主旨である。しかし、世界各地で指摘されている超低周波音による内耳や頭蓋骨など諸臓器の共鳴振動、戸、ふすま、部屋、家全体の共鳴振動が全く検討されていない。そのため、案文に示されたように、超低周波音を議論から外すのは非科学的・非論理的である。

したがって、超低周波音・低周波音と健康被害の因果関係について、医学的見地から十分な研究が必要な現状にあることは銘記かつ明記されなければならない。

(3) 各論2:環境省には、風力発電施設によって生じる健康被害に関して、「予防原則」 に従って対策を講じる責務がある。

例えば、案文24頁には、「・・・風車騒音の影響が小さくなるよう、事業者は合理的な 範囲で対策を講ずるように努めることが必要である。」「・・・実行可能な範囲で騒音の影響を回避・低減することが望ましい。」と記されている。しかし、以上の記述は、事業者が 「合理的でなく、実行可能ではない」と考えるならば「何もしなくてもよい」という、事 業者任せの記述となり、まったく無責任な記述である。健康被害を生じさせる事業者は、 すべて健康被害者を救い健康被害を予防する観点から「対策を実施する義務を負う。」と明 記すべきである。

現実に生じている風力発電施設による健康被害の因果関係が医学的にはまだ十分研究されていない段階において、健康被害者を救い健康被害を予防する観点から、国際的に重視されている「予防原則」が最も重視されなければならない。予防原則は、自然環境の悪化、生活環境の悪化に対して、因果関係が十分に解明されていない段階にある対策として、最も効果的と考えられている。

今回のパブコメ案は、現実の健康被害に関して原因追及を止める姿勢が顕著であり、将 来の健康被害拡大を予防する姿勢はまったく欠如している。単に、風力発電事業を推進す る立場からの、「傲慢な主張」が繰り返されていると言わざるをえない。

ちなみに、北海道における風力発電計画のアセス図書(配慮書・方法書・準備書・評価書)を読み続けた結果、すべてのアセス書において危惧される健康被害を予防する姿勢がまったく欠如している。国内で実際に健康被害が生じた風車群は、当初、定格出力800~1,500kW程度・基数10基程度であったが、健康被害者が生じた距離範囲は2~2.5kmであった。その後、風車の定格出力は、3000~4000kW級まで大型化し、しかも基数が多い発電所が多くなり、さらに複数の風力発電所が集中する風力発電基地化が急速に進んでいる。この状況において、各種アセス書は、今でも2kmまでだけの低周波音・超低周波音の調査・予測・評価を行っており、大型化による影響の及ぶ範囲の長距離化に対して、また、風力発電基地化による複合的影響については、まったく調査も予測もなされていない。

## (4) 結語

今回のパブコメ案は、風力発電施設による健康被害の否定に結びつく、低周波音・超低 周波音の影響を無視する姿勢を明らかに示し、環境省の案としては言語道断と言わざるを えない。今回のパブコメ案は、換言すると、この健康被害問題を過去から将来に向けてま ったく解決しようとしない無策を示し、健康被害者を長期にわたって苦しめ続けるもので ある。環境省はみずから、新たな、大きな環境問題を生み出す手助けをしているとしか言 えない。環境省は以上の姿勢を猛省すべきであり、今回のパブコメ案は撤回すべきである。